

「鳥取県高校生等奨学給付金」

7月申請（年額給付及び第2回申請）について

給付を希望する対象世帯は、世帯区分に応じた書類を期限までに提出してください。
なお、新入生に対する一部早期給付を受けた場合は、2回目（7～3月分相当額）の申請となります。

○対象となる世帯

次の要件すべてに該当する世帯です。

- ① 令和3年7月1日時点で令和3年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯又は生活保護の生業扶助受給世帯
- ② 保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- ③ 就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程、高等学校専攻科等）に在学する高校生等がいる世帯
※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。

○提出書類

期限までに世帯区分に応じた次の書類を提出してください。※申請者は高校生等の保護者等です。

生活保護（生業扶助）受給世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1号）
- (2) 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校就学費）受給証明書
※令和3年7月1日時点の生業扶助の受給状況が確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可。

道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯

- (1) 鳥取県高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1-1号）
- (2) 保護者等全員分の令和3年度における道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる書類（課税証明書等）
※控除対象配偶者や無職の場合であっても、税の申告をした後の課税証明書等でなければ受付できません。
- (3) 対象となる高校生等及び当該世帯に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹全員の健康保険証の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施したもの）

○提出期限・提出先

令和3年7月末までの各学校の定める日までに在学している学校へ提出してください。

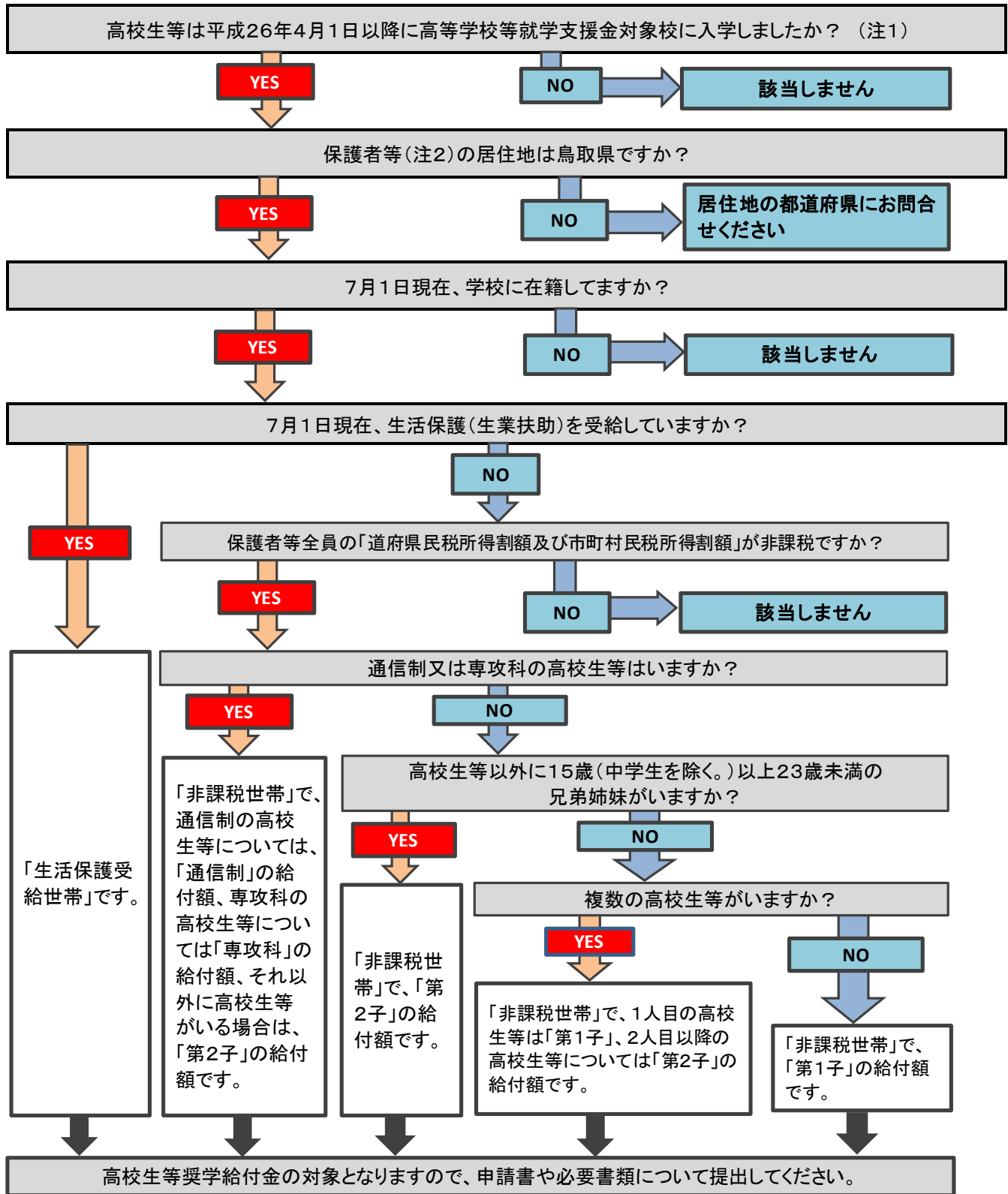
○問合せ先

鳥取県教育委員会事務局人権教育課 育英奨学室
電話：0857-26-7541
メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp



鳥取県教育委員会
からのお知らせ

高校生等奨学給付金 対象確認シート



給付額について（年額）

	全日制・定時制		通信制		専攻科	
	国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護受給世帯	32,300円	52,600円	32,300円	52,600円	48,500円	50,100円
非課税世帯（第1子）	110,100円	129,600円	48,500円	50,100円		
非課税世帯（第2子）	141,700円	150,000円				

（注1） 特別支援学校の高等部は対象外です。また、条件によっては給付対象とならない場合があります。

（注2） 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

記入例

(在学者用申請書)

日付

申請日 令和 3 年 7 月 20 日

鳥取県知事 様

以下の申請要件に該当していますか？

- ①高等学校等に在学している者の保護者等であること
＜保護者等とは＞
高校生等の親権を行う者（児童相談所長、児童福祉施設長を除く）又は未成年後見人（財産の権限のみを行使する者を除く）。
親権者、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者、高校生等本人の順とします。
- ②保護者等が鳥取県内に住所を有すること
- ③保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税又は生活保護の生業扶助受給者であること
- ④高校生等が児童入所施設等（母子生活支援施設を除く）に入所、又は里親に養育されていないこと
- ⑤過去に高等学校等を卒業又は修了した者でないこと

1 【申請者（保護者等）】申請者は原則、高校生等の保護者等で、保護者等がない場合は本人とします。

1 申請者住所	〒680-9999	ふりがな	とっとり はるお
	鳥取市〇〇町1-1 △△マンションA号	申請者名	鳥取 春男
		電話番号	0857-11-1111
高校生等との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
申請区分に係る誓約	5【世帯員の状況】に記入した丸印のある者については、私が扶養しています。 また、私の世帯は次の <input checked="" type="checkbox"/> した区分に該当することを誓約します。 申請者氏名： <u>鳥取 春男</u>		
	(↓必ずどちらかに) <input type="checkbox"/> 令和3年7月 <input checked="" type="checkbox"/> 令和3年7月		

生活保護法による生業扶助を受けていません。

- 申請区分に係る誓約は、申請者が署名しましたか？
- 生活保護（生業扶助）の受給または道府県民税所得割及び市町村民税所得割額非課税の区分に応じてを記入しましたか？

2 【対象となる高校生等】

ふりがな	とっとり たろう	生年月日	平成 17 年 4 月 10 日生
氏名	鳥取 太郎		
現在の学校	学校名 鳥取高等学校		第 1 学年
過去に在籍した学校	学校名		

- 過去に在籍した高等学校等がある場合、内容を記入しましたか？

- 通帳に記載されている支店名と支店コードを記入しましたか？
- 申請者（1で記入した方）と同じ名義人名の普通口座が記入されていますか？
- ゆうちょ口座の場合は、他の金融機関からの振込に使用する店名（漢数字3桁、口座番号（7桁）を記入しましたか？

3 【振込口座】給付金の振込先

金融機関名	〇〇銀行										
支店名	△△			支店・出張所 本所・支所	支店コード	1	1	1			
種別	普通	口座番号 (右詰め7桁)			1	2	3	4	5	6	7
口座名義(カタカナ)	ト	ツ	ト	リ	ハ	ル	オ				

※ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用の店名（漢数字）及び口座番号（7桁）を記入してください。

■ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯（2又は3）の場合、高校生等本人の「第1子」、「第2子以降」の申請区分を確認しましたか？

4 【申請区分】該当する申請区分

番号	世帯区分	金額	区分	添付書類		
1	生活保護（生業扶助）受給世帯	国公立	32,300円		・基準日時点において生業扶助を受給していることを証する書類	
		私立	52,600円			
2	(全日制課程) (定時制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	番号1、3、4及び5に該当しない世帯	国公立	110,100円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等
		私立	129,600円			
3	15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の対象となる高校生等がいる世帯で、番号1に該当しない世帯	国公立	141,700円	○	・対象となる高校生等及び15歳（中学生を除く。）以上23歳未満全員の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等	
		私立	150,000円			
4	(通信制課程) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	国公立	48,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等	
		私立	50,100円			
5	(高等学校等専攻科) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	国公立	48,500円		・対象となる高校生等の健康保険証の写し ・保護者等の課税証明書等	
		私立	50,100円			

※通信制の高等学校等及び高等学校等専攻科に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は番号4の区分で、高等学校等専攻科に通う生徒は番号5の区分で申請し、通信制及び高等学校等専攻科以外の高校生等は、番号3の区分で申請してください。

※新入生の前倒給付の場合の4～6月分相当額は上記給付金額の1/4を給付します。7～3月分相当額については2回目の申請状況で判定した上記給付金額から4～6月分相当額を差し引いた額を給付します。

5 【世帯員の状況】本人とは、申請の対象となる高校生等のことです。

対象の等	扶養の有無	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年	給付金の申請の有無 (高校生等のみ記入)
高校生等	○	本人	鳥取 太郎	/	/	有
保護者等		父	鳥取 春男	SO.O.O	/	/
		母	鳥取 夏子	SO.O.O	/	/
15歳以上23歳未満の兄弟姉妹 (中学生を除く。)	○	兄	鳥取 秋生	HO.O.O	大学・2年	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	○	姉	鳥取 冬子	HO.O.O	倉吉高校・3年	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

■ 高校生等本人と保護者等は必ず全員記入し、高校生等本人の健康保険証の写しが添付されていますか？（生活保護受給者を除く）

※申請者（保護者等）が扶養されている兄弟姉妹の中で、今年度

■ 高校生等本人に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合は全員を記入し、高校生等本人と兄弟姉妹全員の健康保険証の写しが添付されていますか？

↳ 大学進学などで別居の兄姉であっても、同一生計であれば記入・添付してください。

（上記以外の祖父母、中学生以下の弟妹、その他の同居者等は記入不要です）

6 【添付資料の確認】次の資料を添付しましたか？

- 保護者等の課税証明書
- 保護者等の課税証明書
- 健康保険証の写し
- 申請者の氏名と振込口座の名義が異なる場合は、申請者と口座名義人が署名した委任状